

■申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)

# 所得税・市県民税の申告が始まります

●問い合わせ先 厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180) / 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

平成19年分の所得税の確定申告,平成20年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は**2月18日(月)～3月17日(月)**ですが,還付申告の人は2月18日以前でも厚狭税務署(会場:社会福祉協議会山陽支所)で申告することができます。申告書は自分で作成していただきます。早めて書いて早めて提出しましょう。

## 申告に必要なもの



- ①印判 (スタンプ印は不可)
  - ②電卓・筆記用具
  - ③申告書 (送付されている場合)
  - ④給与や公的年金等の源泉徴収票など  
事業や農業,不動産などの収入がある人は,収支内訳書を作成してください。
  - ⑤控除を受ける場合に必要書類
    - ▶配偶者特別控除  
配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
    - ▶医療費控除  
支払った医療費の領収書やレシート,保険などで補てんされる金額の明細書(領収書等は整理し,内訳書に記入のうえ持参してください)
    - ▶社会保険料控除  
国民年金・国民健康保険・介護保険料などの払込証明書
    - ▶生命保険料控除・地震保険料控除  
支払保険料の払込証明書
    - ▶障害者控除  
障害者手帳,要介護による市の認定証など
- ※障害者控除について,詳しくは広報1月1日号17ページをご覧ください。  
か,高齢障害課(☎ 82-1172)へお問い合わせください。
- ◎その他の控除について,詳しくはお問い合わせください。

## ■申告相談の日程のご案内

各会場とも,初日および午前中は込み合います。また,会場の駐車場には限りがありますので,来場の際は公共交通機関をご利用ください。

### ●確定申告相談 【問い合わせ先】厚狭税務署

▶税務署相談 9:00～16:00

会場	期間
社会福祉協議会山陽支所 (総合事務所西側 福祉会館2階)	2月18日(月)～3月17日(月) (土・日を除く)

※上記期間中は厚狭税務署での申告相談は行いませんので,ご注意ください。

### ●市県民税申告・確定申告相談

【問い合わせ先】税務課市民税係

確定申告は,内容によっては以下の会場では受けられない場合があります。

▶本庁常時相談 9:00～16:30

会場	期間
市役所3階大会議室	2月18日(月)～3月17日(月) (土・日を除く)

▶出張および休日の相談 9:30～16:00

会場	期間
埴生公民館2階大講堂	2月20日(水)～22日(金)
保健センター2階集団指導室 (総合事務所隣接)	2月26日(火)～29日(金) 3月16日(日)
厚陽公民館2階講堂	3月3日(月)・4日(火)
本山公民館研修室	3月5日(水)・6日(木)
有帆公民館会議室	3月7日(金)
商工センター2階大会議室	3月10日(月)・11日(火)
赤崎公民館第1研修室	3月12日(水)～14日(金)
市役所ロビー	3月15日(土)